

酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱一部改正の新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨</p> <p><u>近年</u>の酪農乳業をめぐる情勢は、特に、都府県の生乳生産の減少に歯止めがかからず、需要に見合った生乳の確保が困難な状況が続いて<u>きた</u>。また、T P P合意を契機にした二国間F T A・E P Aの締結などにより乳製品自由化が加速し、国内牛乳乳製品市場のボラタリティが高まる<u>ことで</u>、流通や需給に予期せぬ混乱が生じる可能性が<u>強まっていた</u>。</p> <p>こうした中、酪農乳業関係者による1年間に及ぶ検討を経て、2019年10月に「わが国酪農乳業の展望ある未来に向けた戦略ビジョン」として、提言「力強く成長し信頼される持続可能な産業を目指して」が決定され、酪農乳業が今後連携して推進すべき行動計画が示された。<u>この行動計画を実行に移すため、酪農乳業の持続可能性を高める取り組みを推進しているところである。</u></p> <p>一方で、<u>2020年からは新型コロナウイルスによる影響がわが国酪農乳業にも影を落とし、特に2021年度は冷夏等による生乳需給ギャップの拡大から、乳製品在庫が過去最高水準に積み上がっている。また、牛乳消費の落ち込む年末年始等の学乳休止期には処理不可能乳の発生が危惧される状況が続いている。</u></p> <p><u>さらに、国際情勢に大きく影響を受けるわが国酪農乳業にとっては、最近の飼料価格や生産資材、燃料等の高騰が経営を圧迫し、厳しい状況が継続すると見込まれる。</u></p> <p><u>したがって、訪日外国人によるインバウンド需要や観光業等による業</u></p>	<p style="text-align: center;">酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨</p> <p><u>最近</u>の酪農乳業をめぐる情勢は、特に、都府県の生乳生産の減少に歯止めがかからず、需要に見合った生乳の確保が困難な状況が続いて<u>いる</u>。またT P P合意を契機にした二国間F T A・E P Aの締結などにより、今後、乳製品自由化が加速し、国内牛乳乳製品市場のボラタリティが高まり生乳及び牛乳乳製品の流通や需給に予期せぬ混乱が生じる可能性が<u>ある</u>。</p> <p>こうした中、酪農乳業関係者による1年間に及ぶ検討を経て、2019年10月に、「わが国酪農乳業の展望ある未来に向けた戦略ビジョン」として、提言「力強く成長し信頼される持続可能な産業を目指して」が決定され、酪農乳業が今後連携して推進すべき行動計画が示された。</p> <p>一方で、<u>新型コロナウイルスの影響が長期に渡り、業務用需要が回復せず、乳製品の在庫量がかつてない水準となる状況が続いている。加えて、牛乳消費が落ち込む年末年始や小中学校の春休みの学乳休止期は、乳製品工場の処理可能量を超える加工処理生乳の発生が危惧される。万一処理不可能乳が発生した場合は、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業（以下、「本事業」という。）をはじめこれまで酪農乳業界を挙げて取り組んできた生産基盤強化対策の成果が水泡に帰すことになりかねない。さらに、訪日外国人によるインバウンド需要や観光業等による業務用需要が回復すれば、コロナ禍以前の逼迫状況になることも想定されるため、生産者の意欲減退や生産基盤の棄損につながらないための対策を実</u></p>

務用需要が回復すれば、コロナ禍以前の状況に戻ることも想定されるため、生産者の意欲減退や生産基盤の毀損を避けるよう配慮しつつ、中期的な視点から、乳製品需給の改善を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、国からの支援も得て2022年度から新たに実施する乳製品在庫対策を着実に進めるとともに、需給動向に応じた生乳生産体制を整備するための取組を実施することが求められている。

以上の状況と経過を踏まえ、提言に示された行動計画の着実かつ戦略的な推進を図るため、一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、酪農乳業産業基盤強化基金（以下、「産業基盤強化基金」という。）を継続して造成し、この産業基盤強化基金を活用して実施するものとし、事業の実施に関しては、この要綱に定めるところによる。

第2～3 【略】

第4 事業の内容

産業基盤強化基金から助成される事業は、次の通りとする。

1 酪農生産基盤強化総合対策事業

酪農生産者が、酪農生産基盤の堅持・強靱化及び将来に向けたわが国酪農の持続可能性の向上等を図るために実施する以下の事業。

(1) 生乳生産基盤強化支援事業

一般社団法人中央酪農会議（以下、「中酪」という。）及びJミルク定款第5条の（1）のイの指定生乳生産者団体（以下、「指定団体」という。）又はその会員団体等及びJミルク会長が特に認めた者が、酪農経営の強化と需給動向に応じた生乳生産体制を整備するために行

施すべきである。

以上の状況と経過を踏まえ、提言に示された行動計画の着実かつ戦略的な推進を図るため、一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、酪農乳業産業基盤強化基金（以下、「産業基盤強化基金」という。）を継続して造成し、この産業基盤強化基金を活用して本事業を実施するものとし、本事業の実施に関しては、この要綱に定めるところによる。

第2～3 【略】

第4 事業の内容

産業基盤強化基金から助成される事業は、次の通りとする。

1 酪農生産基盤強化総合対策事業

酪農生産者が、酪農生産基盤の回復・強化及び将来に向けたわが国酪農の持続可能性の向上等を図るために実施する以下の事業。

(1) 生乳生産基盤強化支援事業

Jミルク定款第5条の（1）のイの指定生乳生産者団体（以下、「指定団体」という。）又はその会員団体等及びJミルク会長が特に認めた者が、生乳生産基盤を強化するために行う次の取り組みについて、助成する事業。

う次の取り組みについて、助成する事業。

ア 酪農経営強化・需給対応生産体制の構築

酪農経営の強化を図りつつ、需給動向に応じた生乳生産体制を構築するために、全国または地域単位で行う取り組み。

イ 酪農経営強化・需給対応生産体制の構築のための改善・指導

アを推進するための、酪農家等を対象にした研修会の開催及び現地指導などの取り組み。

(2) 酪農持続可能性向上支援事業

中酪、指定団体又はその会員団体、並びに酪農家による自主的なネットワーク組織等が、将来に向けたわが国酪農の持続可能性の向上等を図るために行う次の取り組みについて助成する事業。

ア～エ 【略】

(3) 生乳生産基盤強化対策特認事業

【本文略】

2 国産牛乳乳製品高付加価値化事業

【本文略】

3 酪農乳業持続可能性強化事業

ア 生産基盤の改善・指導

地域における酪農の経営及び技術的な課題を改善するために、民間のコンサルタントや学術研究機関などの専門家を活用して行う、酪農家等を対象にした研修会の開催及び現地指導などの取り組み。

イ 乳用牛地域育成支援対策の推進

乳用牛育成施設や乳用雌牛の育成を専門に行う農家等と連携して、地域の乳用牛育成基盤を強化する取り組みを支援する取り組み。

ウ 乳用牛供用年数延長支援対策の推進

地域の酪農家が乳用牛の供用年数を延長し生存率を向上させる取り組みを評価し支援する取り組み。

(2) 酪農持続可能性向上支援事業

一般社団法人中央酪農会議（以下、「中酪」という。）、指定団体又はその会員団体、並びに酪農家による自主的なネットワーク組織等が、将来に向けたわが国酪農の持続可能性の向上等を図るために行う次の取り組みについて助成する事業。

ア～エ 【略】

(3) 生乳生産基盤強化対策特認事業

【本文略】

2 国産牛乳乳製品高付加価値化事業

【本文略】

3 酪農乳業持続可能性強化事業

【本文略】

4 新型コロナ緊急対策事業

【本文略】

第5～7 【略】

附則

- 1 この要綱は、2017年1月20日から施行する。
- 2 この要綱の改正は、2018年1月19日から施行する。
- 3 この要綱の改正は、2019年7月4日から施行する。
- 4 この要綱の改正は、2020年4月1日から施行する。
- 5 この要綱の改正は、2021年4月1日から施行する。
- 6 この要綱の改正は、2021年10月20日から施行する。
- 7 この要綱の改正は、2022年4月1日から施行する。

【本文略】

4 新型コロナ緊急対策事業

【本文略】

第5～7 【略】

附則

- 1 この要綱は、2017年1月20日から施行する。
- 2 この要綱の改正は、2018年1月19日から施行する。
- 3 この要綱の改正は、2019年7月4日から施行する。
- 4 この要綱の改正は、2020年4月1日から施行する。
- 5 この要綱の改正は、2021年4月1日から施行する。
- 6 この要綱の改正は、2021年10月20日から施行する。